

世田谷区公衆浴場法施行条例及び世田谷区旅館業法施行条例の
一部改正に伴う区民意見募集の実施について

1. 主旨

区は世田谷区公衆浴場法施行条例（以下、「区公衆浴場条例」）及び世田谷区旅館業法施行条例（以下、「区旅館業条例」）等により、入浴者及び宿泊者の衛生等に必要な事項を定めている。

このたび、国が、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」を改正したことから、区民から意見をいただいたうえで、区公衆浴場条例及び区旅館業条例の一部の改正を予定している。

本件については、5月26日の本委員会で報告したところであるが、意見募集を行う事項について整理したので改めて報告する。

2. 条例改正案の主な内容

(1) 公衆浴場における混浴制限年齢の引き下げ

公衆浴場の混浴制限年齢について、国が子どもの精神的・身体的な発育状況が変化していることを背景に、10歳以上から7歳以上に引き下げたことから、区も同様に区公衆浴場条例における混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げる。

一方、旅館業の共同浴室については、事業者は、国の技術的助言で示された混浴制限年齢を参考にしつつ自主的に混浴にルールを設けていることから、区旅館業条例には混浴制限年齢を規定せず、国の技術的助言に基づき事業者に助言を行う。

(2) レジオネラ症対策の強化

- ① 気泡発生装置等の構造設備基準を新設
- ② 調節槽の衛生措置基準を新設 ※
- ③ 浴槽水の消毒の衛生措置基準を改正

※ ②については、区公衆浴場条例のみの改正

3. 区民意見募集の内容及び方法

区公衆浴場条例の混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げることに
いて、区のおしらせ及び区のホームページ、ツイッター等にて周知し、郵送、区ホーム
ページ等により意見を募集する。

4. レジオネラ症対策の強化に関する区民周知

区民意見募集にあわせて、レジオネラ症の基礎的な知識や事業者が行う対策等につ
いて、区民への周知を行う。

5. 今後スケジュール（予定）

令和3年7月15日 区民意見募集開始（～8月6日）
9月 福祉保健常任委員会（区民意見募集結果及び条例改正案報告）
第3回区議会定例会（条例改正案提案）
令和4年1月 改正条例の施行